

中华人民共和国国务院令
第 723 号

《中华人民共和国外商投资法实施条例》已经 2019 年 12 月 12 日国务院第 74 次常务会议通过，现予公布，自 2020 年 1 月 1 日起施行。

总 理 李克強
2019 年 12 月 26 日

中华人民共和国外商投资法实施条例

第一章 总 则

第一条 根据《中华人民共和国外商投资法》（以下简称外商投资法），制定本条例。

第二条 国家鼓励和促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理，持续优化外商投资环境，推进更高水平对外开放。

第三条 外商投资法第二条第二款第一项、第三项所称其他投资者，包括中国的自然人在内。

第四条 外商投资准入负面清单（以下简称负面清单）由国务院投资主管部门会同国务院商务主管部门等有关部门提出，报国务院发布或者报国务院批准后由国务院投资主管部门、商务主管部门发布。

国家根据进一步扩大对外开放和经济社会发展需要，适时调整负面清单。调整负面清单的程序，适用前款规定。

第五条 国务院商务主管部门、投资主管部门以及其他有关部门按照职责分工，密切配合、相互协作，共同做好外商投资促进、保护和管理工作的。

县级以上地方人民政府应当加强对外商投资促进、保护和管理工作的组织领导，支持、督促有关部门依照法律法规和职责分工开展外商投资促进、保护和管理工作的，及时协调、解决外商投资促进、保护和管理工作中的重大问题。

中華人民共和國國務院令
第 723 号

《中華人民共和國外商投資法實施條例》は、2019 年 12 月 12 日の國務院第 74 回常務會議において可決されたため、ここに公布し、2020 年 1 月 1 日より施行する。

総 理 李克強
2019 年 12 月 26 日

中華人民共和國外商投資法實施條例

第一章 総 則

第一条 《中華人民共和國外商投資法》（以下、外商投資法）に基づき、本条例を制定する。

第二条 国家は、外商投資を奨励および促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資管理を規範化し、外商投資環境を持続的に最適化し、さらにハイレベルな對外開放を推進する。

第三条 外商投資法第二条第二項第一号・第三号でいうその他投資家とは、中国の自然人を含む。

第四条 外商投資参入ネガティブリスト（以下、ネガティブリスト）は、國務院投資主管部門が國務院商務主管部門などの関連部門と共同で提出し、國務院に報告のうえ公布あるいは國務院に報告のうえ批准を受けて國務院投資主管部門・商務主管部門が公布する。

国家は、さらなる對外開放の拡大および經濟社會の發展の必要性に応じて、適時、ネガティブリストを調整する。ネガティブリストの調整の手順は、前項の規定を適用する。

第五条 國務院商務主管部門・投資主管部門およびその他関連部門は、職責・分担に基づき、密接な協力・相互連携を行い、外商投資の促進・保護および管理業務を共同で適切に行う。

県級以上の地方人民政府は、外商投資の促進・保護および管理業務に対する組織的指導を強化し、関連部門が法律・法規および職責・分担に基づき外商投資の促進・保護および管理業務を行い適時、外商投資の促進・保護および管理業務における重大な問題を調整・解決するよう支援・督促しなければならない。

第二章 投資促進

第六條 政府及其有關部門在政府資金安排、土地供應、稅費減免、資質許可、標準制定、項目申報、人力資源政策等方面，應當依法平等對待外商投資企業和內資企業。

政府及其有關部門制定的支持企業發展的政策應當依法公開；對政策實施中需要由企業申請辦理的事項，政府及其有關部門應當公開申請辦理的條件、流程、時限等，並在審核中依法平等對待外商投資企業和內資企業。

第七條 制定與外商投資有關的行政法規、規章、規範性文件，或者政府及其有關部門起草與外商投資有關的法律、地方性法規，應當根據實際情況，採取書面征求意见以及召開座談會、論證會、聽證會等多種形式，聽取外商投資企業和有關商會、協會等方面的意見和建議；對反映集中或者涉及外商投資企業重大權利義務問題的意見和建議，應當通過適當方式反饋採納的情況。

與外商投資有關的規範性文件應當依法及時公布，未經公布的不得作為行政管理依據。與外商投資企業生產經營活動密切相關的規範性文件，應當結合實際，合理確定公布到施行之間的時間。

第八條 各級人民政府應當按照政府主導、多方參與的原則，建立健全外商投資服務體系，不斷提升外商投資服務能力和水平。

第九條 政府及其有關部門應當通過政府網站、全國一體化在線政務服務平台集中列明有關外商投資的法律、法規、規章、規範性文件、政策措施和投資項目信息，並通過多種途徑和方式加強宣傳、解讀，為外國投資者和外商投資企業提供諮詢、指導等服務。

第二章 投資促進

第六條 政府およびその関連部門は、政府資金計画・土地供給・税金減免・資質許可・基準制定・プロジェクト申告・人的資源政策などの方面において、法に基づき外商投資企業および内資企業を平等に扱わなければならない。

政府およびその関連部門が制定する企業の発展支援の政策措置は、法に基づき公開しなければならない；政策の実施において企業の手続申請が必要な事項について、政府およびその関連部門は、手続申請条件・フロー・期限などを公開し、併せて審査において法に基づき外商投資企業および内資企業を平等に扱わなければならない。

第七條 外商投資に関わる行政法規・規則・規範性文書を制定、あるいは政府およびその関連部門が外商投資に関わる法律・地方性法規を起草する場合、実際の状況に基づき、書面による意見募集および座談会・論証会・公聴会の開催などの多様な形式を講じて、外商投資企業および関連商會・協會などの方面から意見および提言を聴取しなければならない；外商投資企業の重大な権利・義務を反映・集中する、あるいはこれらに関わる問題の意見および提言に対して、適当な方式を通じて受入状況をフィードバックしなければならない。

外商投資に関わる規範性文書は、法に基づき適時公布し、公布していない場合、行政管理の根拠としてはならない。外商投資企業の生産・経営活動に密接に関わる規範性文書は、実情を考慮し、施行までの時間を合理的に確定しなければならない。

第八條 各級人民政府は、政府主導・多方面が参加との原則に基づき、外商投資サービス体系を構築・整備し、外商投資サービス能力およびレベルを絶え間なく向上させなければならない。

第九條 政府およびその関連部門は、政府のウェブサイト・全国一体型のオンライン政府サービスプラットフォームを通じて、外商投資に関わる法律・法規・規則・規範性文書・政策措置および投資プロジェクトの情報などを集中的に列挙し、併せて多様な手段および方式を通じて宣伝・解読を強化し、外国投資家および外商投資企業に照会・指導などのサービスを提供しなければならない。

第十条 外商投资法第十三条所称特殊经济区域，是指经国家批准设立、实行更大力度的对外开放政策措施的特定区域。

国家在部分地区实行的外商投资试验性政策措施，经实践证明可行的，根据实际情况在其他地区或者全国范围内推广。

第十一条 国家根据国民经济和社会发展的需要，制定鼓励外商投资产业目录，列明鼓励和引导外国投资者投资的特定行业、领域、地区。鼓励外商投资产业目录由国务院投资主管部门会同国务院商务主管部门等有关部门拟订，报国务院批准后由国务院投资主管部门、商务主管部门发布。

第十二条 外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定，享受财政、税收、金融、用地等方面的优惠待遇。

外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资的，依法享受相应的优惠待遇。

第十三条 外商投资企业依法和内资企业平等参与国家标准、行业标准、地方标准和团体标准的制定、修订工作。外商投资企业可以根据需要自行制定或者与其他企业联合制定企业标准。

外商投资企业可以向标准化行政主管部门和有关行政主管部门提出标准的立项建议，在标准立项、起草、技术审查以及标准实施信息反馈、评估等过程中提出意见和建议，并按照规定承担标准起草、技术审查的相关工作以及标准的外文翻译工作。

标准化行政主管部门和有关行政主管部门应当建立健全相关工作机制，提高标准制定、修订的透明度，推进标准制定、修订全过程信息公开。

第十四条 国家制定的强制性标准对外商投资企业和内资企业平等适用，不得专门针对外商投资企业适用高于强制性标准的技术要求。

第十条 外商投資法第十三条でいう特殊經濟区域とは、国家の批准を受けて設立され、さらに強力な対外開放の政策措置を実行する特定区域を指す。

国家が一部地区において実行する外商投資の試験的政策措置は、実践を経て実行可能なことが証明された場合には、実際の状況に応じてその他地区および全国範囲に普及させる。

第十一条 国家は、国民経済および社会発展の必要性に応じて、奨励外商投資産業目録を制定し、外国投資家による投資を奨励および誘導する特定の業種・分野・地区を列挙する。奨励外商投資産業目録は、國務院投資主管部門が國務院商務主管部門などの関連部門と共同で起草し、國務院に報告のうえ批准を受けて國務院投資主管部門・商務主管部門が公布する。

第十二条 外国投資家・外商投資企業は、法律・行政法規あるいは國務院の規定に基づき、財政・税収・金融・用地などの方面の優遇待遇を享受することができる。

外国投資家はその中国国内の投資収益により中国国内において投資を拡大する場合、法に基づき相応する優遇待遇を享受することができる。

第十三条 外商投資企業は、法に基づき内資企業と平等に国家基準・業種基準・地方基準および団体基準の制定・改定業務に参加する。外商投資企業は、必要に応じて企業の基準を自ら制定あるいはその他企業との連合で制定することができる。

外商投資企業は、基準化行政主管部門および関連行政主管部門に基準立案の提議を提出し、基準の立案・起草・技術審査および基準の実施情報/フィードバック・評価などの過程において意見および提議を提出することができ、併せて規定に基づき基準の起草・技術審査の関連業務および基準の外国語翻訳業務を担当することができる。

基準化行政主管部門および関連行政主管部門は、関連業務メカニズムを構築・整備し、基準制定・改定の透明性を向上させ、基準制定・改定の全過程の情報公開を推進しなければならない。

第十四条 国家が制定する強制的基準は、外商投資企業および内資企業に平等に適用し、外商投資企業に特化して強制的基準を上回る技術要求を適用してはならない。

第十五条 政府及其有关部门不得阻挠和限制外商投资企业自由进入本地区和本行业的政府采购市场。

政府采购的采购人、采购代理机构不得在政府采购信息发布、供应商条件确定和资格审查、评标标准等方面，对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇，不得以所有制形式、组织形式、股权结构、投资者国别、产品或者服务品牌以及其他不合理的条件对供应商予以限定，不得对外商投资企业在我国境内生产的产品、提供的服务和内资企业区别对待。

第十六条 外商投资企业可以依照《中华人民共和国政府采购法》（以下简称政府采购法）及其实施条例的规定，就政府采购活动事项向采购人、采购代理机构提出询问、质疑，向政府采购监督管理部门投诉。采购人、采购代理机构、政府采购监督管理部门应当在规定的时限内作出答复或者处理决定。

第十七条 政府采购监督管理部门和其他有关部门应当加强对政府采购活动的监督检查，依法纠正和查处对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇等违法违规行为。

第十八条 外商投资企业可以依法在中国境内或者境外通过公开发行股票、公司债券等证券，以及公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。

第十九条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定费用减免、用地指标保障、公共服务提供等方面的外商投资促进和便利化政策措施。

县级以上地方人民政府制定外商投资促进和便利化政策措施，应当以推动高质量发展为导向，有利于提高经济效益、社会效益、生态效益，有利于持续优化外商投资环境。

第十五条 政府およびその関連部門は、外商投資企業の当該地区および当該業種の政府調達市場への自由な参入を妨害および制限してはならない。

政府調達の調達者・調達代理機構は、政府調達情報の公布・サプライヤーの条件の確定および資格審査・評議審査の基準などの方面において、外商投資企業に対して差別的な待遇あるいは差別的な待遇を実行してはならず、所有制形式・組織形態・出資構成・投資家の国別・製品あるいはサービスブランドおよびその他の不合理な条件により、サプライヤーを限定してはならず、外商投資企業が中国国内において生産する製品・提供するサービスに対して内資企業と区別して扱ってはならない。

第十六条 外商投資企業は、《中華人民共和國政府調達法》（以下、政府調達法）およびその实施条例の規定に基づき、政府調達活動事項について調達者・調達代理機構に諮問・質疑を提出し、政府調達監督管理部門に苦情を申し立てることができる。調達者・調達代理機構・政府調達監督管理部門は、規定の期限内に、回答あるいは処理・決定しなければならない。

第十七条 政府調達監督管理部門およびその他関連部門は、政府調達活動に対する監督・検査を強化し、法に基づき外商投資企業に対して実行された差別的な待遇あるいは差別的な待遇などの法律・規定違反行為を是正および調査処分しなければならない。

第十八条 外商投資企業は、法に基づき中国国内あるいは国外において株券・社債などの証券の公開発行、およびその他資金調達ツールの公開あるいは非公開発行・外債借入などの方式を通じて資金調達を行うことができる。

第十九条 県級以上の地方人民政府は、法律・行政法規・地方性法規の規定に基づき、法定の権限内において費用減免・用地指標の保障・公共サービスの提供などの方面の外商投資促進および便利化政策措置を制定することができる。

県級以上の地方人民政府が外商投資促進および便利化政策措置を制定する場合、ハイクオリティな発展推進を指導方向として、経済・社会・生態の利益向上に有利であり、外商投資環境の持続的な最適化にも有利でなければならない。

第二十条 有关主管部门应当编制和公布外商投资指引，为外国投资者和外商投资企业提供服务和便利。外商投资指引应当包括投资环境介绍、外商投资办事指南、投资项目信息以及相关数据信息等内容，并及时更新。

第三章 投资保护

第二十一条 国家对外国投资者的投资不实行征收。

在特殊情况下，国家为了公共利益的需要依照法律规定对外国投资者的投资实行征收的，应当依照法定程序、以非歧视性的方式进行，并按照被征收投资的市场价值及时给予补偿。

外国投资者对征收决定不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第二十二条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、取得的知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出，任何单位和个人不得违法对币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制。

外商投资企业的外籍职工和香港、澳门、台湾职工的工资收入和其他合法收入，可以依法自由汇出。

第二十三条 国家加大对知识产权侵权行为的惩处力度，持续强化知识产权执法，推动建立知识产权快速协同保护机制，健全知识产权纠纷多元化解决机制，平等保护外国投资者和外商投资企业的知识产权。

标准制定中涉及外国投资者和外商投资企业专利的，应当按照标准涉及专利的有关管理规定办理。

第二十四条 行政机关（包括法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织，下同）及其工作人员不得利用实施行政许可、行政检查、行政处罚、行政强制以及其他行政手段，强制或者变相强制外国投资者、外商投资企业转让技术。

第二十条 関連主管部门は、外商投資ガイドを制定および公布し、外国投資家および外商投資企業にサービスおよび利便性を提供しなければならない。外商投資ガイドは、投資環境の紹介・外商投資の事務手続案内・投資プロジェクト情報および関連データ/情報などの内容を含めなければならない。併せて適時、更新しなければならない。

第三章 投資保護

第二十一条 国家は、外国投資家の投資に対して徴収を実行しない。

特殊な状況において、国家が公共の利益のために法律の規定に基づき外国投資家の投資に対して徴収を実行する必要がある場合、法定の手順・非差別的な方式に基づき行い、併せて徴収された投資の市場価値に基づき適時、補償を与えなければならない。

外国投資家は、徴収の決定が不服である場合、法に基づき行政再審議を申請あるいは行政訴訟を提出することができる。

第二十二条 外国投資家の中国国内における出資・利益・資本収益・資産処分所得・取得した知的財産権の使用許可料・法に基づき取得した補償あるいは賠償・清算所得などは、法に基づき人民元あるいは外貨にて自由に入金・送金することができ、いかなる単位および個人も法に違反して通貨の種類・金額および入金・送金の頻度などを制限してはならない。

外商投資企業の外国籍職員および香港・マカオ・台湾の職員の賃金収入およびその他の合法的収入は、法に基づき自由に送金することができる。

第二十三条 国家は、知的財産権侵害行為に対する懲罰度を強化し、知的財産権の法律執行を持続的に強化し、知的財産権迅速保護協力メカニズムの構築を推進し、知的財産権紛争多元化解決メカニズムを整備し、外国投資家および外商投資企業の知的財産権を平等に保護する。

基準制定において外国投資家および外商投資企業の特許に関わる場合、当該基準の特許に関わる関連管理規定に基づき取り扱わなければならない。

第二十四条 行政機関（法律・法規により授権する管理公共事務の職能を有する組織を含む、以下同様）およびその職員は、行政許可・行政検査・行政処罰・行政上の強制およびその他の行政上の手段を利用・実施して、外国投資家・外商投資企

第二十五条 行政机关依法履行职责，确需外国投资者、外商投资企业提供涉及商业秘密的材料、信息的，应当限定在履行职责所必需的范围内，并严格控制知悉范围，与履行职责无关的人员不得接触有关材料、信息。

行政机关应当建立健全内部管理制度，采取有效措施保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密；依法需要与其他行政机关共享信息的，应当对信息中含有的商业秘密进行保密处理，防止泄露。

第二十六条 政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当按照国务院的规定进行合法性审核。

外国投资者、外商投资企业认为行政行为所依据的国务院部门和地方人民政府及其部门制定的规范性文件不合法，在依法对行政行为申请行政复议或者提起行政诉讼时，可以一并请求对该规范性文件进行审查。

第二十七条 外商投资法第二十五条所称政策承诺，是指地方各级人民政府及其有关部门在法定权限内，就外国投资者、外商投资企业在本地区投资所适用的支持政策、享受的优惠待遇和便利条件等作出的书面承诺。政策承诺的内容应当符合法律、法规规定。

第二十八条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约。因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失及时予以公平、合理的补偿。

業に技術移転を強制あるいは形を変えて強制してはならない。

第二十五条 行政機関は、法に基づき職責を履行し、確かに外国投資家・外商投資企業が商業機密に関わる資料・情報を提供する必要がある場合、職責履行に必要な範囲内に限定し、併せてその知り得る範囲を厳格にコントロールしなければならない。職責履行に関係のない職員は、関連資料・情報に接触してはならない。

行政機関は、内部管理制度を構築・整備し、有効な措置を講じて職責履行の過程において知り得た外国投資家・外商投資企業の商業機密を保護しなければならない；法に基づきその他行政機関と情報を共有する必要がある場合、情報に含まれる商業機密に対して機密処理を行い、漏洩を防止しなければならない。

第二十六条 政府およびその関連部門が外商投資に関わる規範性文書を制定する場合、国务院の規定に基づき合法性審査を行わなければならない。

外国投資家・外商投資企業は、行政行為の根拠とする国务院の部門および地方人民政府ならびにその部門が制定した規範性文書が合法的でないと考え、法に基づき行政行為に対して行政再審議を申請あるいは行政訴訟を提出する場合、当該規範性文書に対する審査の実施も併せて請求することができる。

第二十七条 外商投資法第二十五条でいう政策の承諾とは、地方各級人民政府およびその関連部門が法定の権限内において、外国投資家・外商投資企業の当該地区における投資に適用する支援政策・享受できる優遇措置および利便的条件などについて下した書面の承諾を指す。政策の承諾内容は、法律・法規の規定に合致していなければならない。

第二十八条 地方各級人民政府およびその関連部門は、外国投資家・外商投資企業に対して法に基づき下した政策の承諾および法に基づき締結した各種契約を履行しなければならない。行政区画の調整・政府再編・機関あるいは職能の調整および関連責任者の交代などを理由として約定に違反・反故にしてはならない。国家の利益・社会の公共利益のために政策の承諾・契約の約定を変更する必要がある場合、法定の権限および手順に基づき行い、併せて法に基づき外国投資家・外商投資企業がこのために被った損失に対して遅滞なく公平・合理的な補償を与えなければならない。

第二十九条 县级以上人民政府及其有关部门应当按照公开透明、高效便利的原则，建立健全外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。

国务院商务主管部门会同国务院有关部门建立外商投资企业投诉工作部际联席会议制度，协调、推动中央层面的外商投资企业投诉工作，对地方的外商投资企业投诉工作进行指导和监督。县级以上地方人民政府应当指定部门或者机构负责受理本地区外商投资企业或者其投资者的投诉。

国务院商务主管部门、县级以上地方人民政府指定的部门或者机构应当完善投诉工作规则、健全投诉方式、明确投诉处理时限。投诉工作规则、投诉方式、投诉处理时限应当对外公布。

第三十条 外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益，通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决的，有关方面进行协调时可以向被申请的行政机关及其工作人员了解情况，被申请的行政机关及其工作人员应当予以配合。协调结果应当以书面形式及时告知申请人。

外商投资企业或者其投资者依照前款规定申请协调解决有关问题的，不影响其依法申请行政复议、提起行政诉讼。

第三十一条 对外商投资企业或者其投资者通过外商投资企业投诉工作机制反映或者申请协调解决问题，任何单位和个人不得压制或者打击报复。

除外商投资企业投诉工作机制外，外商投资企业或者其投资者还可以通过其他合法途径向政府及其有关部门反映问题。

第三十二条 外商投资企业可以依法成立商会、协会。除法律、法规另有规定外，外商投资企业有权自主决定参加或者退出商会、协会，任何单位和个人不得干预。

第二十九条 県級以上の人民政府およびその関連部門は、公開の透明性・高効率かつ利便的との原則に基づき、外商投資企業苦情申立業務メカニズムを構築・整備し、適時、外商投資企業あるいはその投資家が報告した問題を処理し、関連政策措置を調整・完備しなければならない。

國務院商務主管部門は、國務院関連部門と共同で外商投資企業苦情申立業務部門間連合會議制度を構築し、中央レベルの外商投資企業の苦情申立業務を調整・推進し、地方の外商投資企業の苦情申立業務に対して指導および監督を行う。県級以上の地方人民政府は、部門あるいは機構を指定のうえ当該地区の外商投資企業あるいはその投資家の苦情申立を受理する責を負わなければならない。

國務院商務主管部門・県級以上の地方人民政府が指定した部門あるいは機構は、苦情申立業務規則の完備・苦情申立方式の整備・苦情申立の処理期限の明確化を行わなければならない。苦情申立業務規則・苦情申立方式・苦情申立の処理期限は、対外公布しなければならない。

第三十条 外商投資企業あるいはその投資家が行政機関およびその職員の行政行為がその合法的權益を侵害したと考え、外商投資企業苦情申立業務メカニズムを通じて調整・解決を申請した場合、関連方面は、調整の際に、申請を受けた行政機関およびその職員から状況を聞いて把握することができ、申請を受けた行政機関およびその職員は協力しなければならない。調整結果は、書面形式により遅滞なく申請者に知らせなければならない。

外商投資企業あるいはその投資家が前項の規定に基づき関連問題の調整・解決を申請した場合、その法に基づく行政再審議の申請・行政訴訟の提出には影響しない。

第三十一条 外商投資企業あるいはその投資家が外商投資企業苦情申立業務メカニズムを通じて問題を報告あるいはその調整・解決を申請した場合について、いかなる単位および個人も、制止あるいは攻撃・報復してはならない。

外商投資企業苦情申立業務メカニズムのほか、外商投資企業あるいはその投資家は、その他の合法的な手段を通じて政府およびその関連部門に問題を報告することもできる。

第三十二条 外商投資企業は、法に基づき商会・協会を設立することができる。法律・法規に別の規定がある場合を除き、外商投資企業は、商会・協会への参加あるいは退会を自主的に決定す

商会、协会应当依照法律法规和章程的规定，加强行业自律，及时反映行业诉求，为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保护、纠纷处理等方面的服务。

国家支持商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动。

第四章 投资管理

第三十三条 负面清单规定禁止投资的领域，外国投资者不得投资。负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的股权要求、高级管理人员要求等限制性准入特别管理措施。

第三十四条 有关主管部门在依法履行职责过程中，对外国投资者拟投资负面清单内领域，但不符合负面清单规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。

有关主管部门应当对负面清单规定执行情况加强监督检查，发现外国投资者投资负面清单规定禁止投资的领域，或者外国投资者的投资活动违反负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，依照外商投资法第三十六条的规定予以处理。

第三十五条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，除法律、行政法规另有规定外，负责实施许可的有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，不得在许可条件、申请材料、审核环节、审核时限等方面对外国投资者设置歧视性要求。

负责实施许可的有关主管部门应当通过多种方式，优化审批服务，提高审批效率。对符合相关条件和要求的许可事项，可以按照有关规定采取告知承诺的方式办理。

る権利を有し、いかなる単位および個人も干渉してはならない。

商会・協会は、法律・法規および規約の規定に基づき、業界自律を強化し、適時、業界からの請願を報告し、会員に情報照会・宣伝/研修・市場拡大・経済貿易交流・権益保護・紛争処理などの方面におけるサービスを提供しなければならない。

国家は、商会・協会の法律・法規および規約の規定に基づく関連活動の実施を支援する。

第四章 投資管理

第三十三条 ネガティブリストの規定により投資が禁止されている分野について、外国投資家は、投資してはならない。ネガティブリストの規定により投資が制限されている分野について、外国投資家が投資を行う場合、ネガティブリストの規定する出資比率・高級管理人員などの制限的参入特別管理措置に合致していなければならない。

第三十四条 関連主管部门は、法に基づき職責を履行する過程において、外国投資家が予定している投資がネガティブリスト内の領域であるが、ネガティブリストの規定に合致していない場合について、許可・企業の登記登録などの関連事項を取り扱わない；固定資産投資プロジェクトの認可に関わる場合、関連認可事項を取り扱わない。

関連主管部门は、ネガティブリストの規定の執行状況に対する監督・検査を強化しなければならない。ネガティブリストの規定により投資が禁止されている分野に外国投資家が投資している、あるいは外国投資家の投資活動がネガティブリストに規定されている制限的参入特別管理措置に違反していることを発見した場合、外商投資法第三十六条の規定に基づき処理しなければならない。

第三十五条 外国投資家が法に基づき許可取得が必要な業種・分野において投資を行う場合、法律・行政法規に別の規定がある場合を除き、実施許可の責を負う関連主管部门は、内資と一致した条件および手順に基づき外国投資家の許可申請を審査しなければならない。許可条件・申請資料・審査段階・審査期限などの方面において外国投資家に対して差別的な要求を設置してはならない。

実施許可の責を負う関連主管部门は、多様な方式を通じて、審査批准サービスを最適化し、審査批准の効率を向上させなければならない。関連条件および要求に合致する許可事項は、関連規定に基づき告知承諾の方式を講じて取り扱うことができる。

第三十六条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。

第三十七条 外商投资企业的登记注册，由国务院市场监督管理部门或者其授权的地方人民政府市场监督管理部门依法办理。国务院市场监督管理部门应当公布其授权的市场监督管理部门名单。

外商投资企业的注册资本可以用人民币表示，也可以用可自由兑换货币表示。

第三十八条 外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。国务院商务主管部门、市场监督管理部门应当做好相关业务系统的对接和工作衔接，并为外国投资者或者外商投资企业报送投资信息提供指导。

第三十九条 外商投资信息报告的内容、范围、频次和具体流程，由国务院商务主管部门会同国务院市场监督管理部门等有关部门按照确有必要、高效便利的原则确定并公布。商务主管部门、其他有关部门应当加强信息共享，通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求外国投资者或者外商投资企业报送。

外国投资者或者外商投资企业报送的投资信息应当真实、准确、完整。

第四十条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。

第五章 法律责任

第四十一条 政府和有关部门及其工作人员有下列情形之一的，依法依规追究责任：

(一) 制定或者实施有关政策不依法平等对待外商投资企业和内资企业；

(二) 违法限制外商投资企业平等参与标准制定、修订工作，或者专门针对外商投资企业适用高

第三十六条 外商投資に投資プロジェクトの認可・備案手続が必要な場合、国家の関連規定に基づき執行する。

第三十七条 外商投資企業の登記・登録は、國務院市場監督管理部門あるいはこれが授權する地方人民政府の市場監督管理部門が法に基づき取り扱う。國務院市場監督管理部門は、授權した市場監督管理部門のリストを公布しなければならない。

外商投資企業の登録資本は、人民元にて表示することも、自由な両替が可能な通貨にて表示することもできる。

第三十八条 外国投資家あるいは外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を送信・報告しなければならない。國務院商務主管部門・市場監督管理部門は、関連業務システムの連動および業務連携を適切に行い、併せて外国投資家あるいは外商投資情報による投資情報の送信・報告に対して指導しなければならない。

第三十九条 外商投資情報の報告の内容・範囲・頻度および具体的なフローは、國務院商務主管部門が國務院市場監督管理部門などの関連部門と共同で、確かに必要であり高効率・利便的との原則に基づき確定かつ公布する。商務主管部門・その他関連部門は、情報共有を強化しなければならない。部門間の情報共有を通じて取得可能な投資情報は、外国投資家あるいは外商投資企業に再度送信・報告を要求してはならない。

外国投資家あるいは外商投資企業が送信・報告する投資情報は、真実・正確・完全でなければならない。

第四十条 国家は、外商投資安全審査制度を構築し、国家の安全に影響を与えるあるいは影響を与える可能性のある外商投資に対して安全審査を行う。

第五章 法的責任

第四十一条 政府および関連部門ならびにその職員に下記の状況のいずれかがある場合、法律・規則に基づき責任を追及する：

(一) 法に基づき外商投資企業および内資企業を平等に扱っていない関連政策を制定あるいは実施した場合；

(二) 法に違反して外商投資企業の基準制定・改定業務への平等な参加を制限、あるいは外商投

<p>于强制性标准的技术要求；</p> <p>(三) 违法限制外国投资者汇入、汇出资金；</p> <p>(四) 不履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，超出法定权限作出政策承诺，或者政策承诺的内容不符合法律、法规规定。</p> <p>第四十二条 政府采购的采购人、采购代理机构以不合理的条件对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇的，依照政府采购法及其实施条例的规定追究其法律责任；影响或者可能影响中标、成交结果的，依照政府采购法及其实施条例的规定处理。</p> <p>政府采购监督管理部门对外商投资企业的投诉逾期未作处理的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。</p> <p>第四十三条 行政机关及其工作人员利用行政手段强制或者变相强制外国投资者、外商投资企业转让技术的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附 则</p> <p>第四十四条 外商投资法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业（以下称现有外商投资企业），在外商投资法施行后 5 年内，可以依照《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定调整其组织形式、组织机构等，并依法办理变更登记，也可以继续保留原企业组织形式、组织机构等。</p> <p>自 2025 年 1 月 1 日起，对未依法调整组织形式、组织机构等并办理变更登记的现有外商投资企业，市场监督管理部门不予办理其申请的其他登记事项，并将相关情形予以公示。</p> <p>第四十五条 现有外商投资企业办理组织形式、组织机构等变更登记的具体事宜，由国务院市场监督管理部门规定并公布。国务院市场监督管理部门应当加强对变更登记工作的指导，负责办理变</p>	<p>資企業に特化して強制的基準を上回る技術要求を適用した場合；</p> <p>(三) 法に違反して外国投資家の資金入金・送金を制限した場合；</p> <p>(四) 外国投資家・外商投資企業に対して法に基づき下した政策の承諾および法に基づき締結した各種契約を履行していない、法定の権限を越えて政策の承諾を下した、あるいは政策の承諾内容が法律・法規の規定に合致していない場合。</p> <p>第四十二条 政府調達の調達者・調達代理機構が不合理な条件により外商投資企業に対して差別的な待遇あるいは差別的な待遇を実行した場合、政府調達法およびその实施条例の規定に基づき、その法的責任を追及する；落札・成約結果に影響を与えるあるいは影響を与える可能性のある場合、政府調達法およびその实施条例の規定に基づき処理する。</p> <p>政府調達監督管理部門が外商投資企業の苦情申立に対して期限を過ぎても処理していない場合、直接の責を負う主管職員およびその他の直接責任者を法に基づき処分する。</p> <p>第四十三条 行政機関およびその職員が行政上の手段を利用して外国投資家・外商投資企業に技術移転を強制あるいは形を変えて強制した場合、直接の責を負う主管職員およびその他の直接責任者を法に基づき処分する。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附 則</p> <p>第四十四条 外商投資法の施行前に《中華人民共和國中外合弁經營企業法》・《中華人民共和國外資企業法》・《中華人民共和國中外合作經營企業法》に基づき設立した外商投資企業（以下、既存の外商投資企業）は、外商投資法の施行後 5 年以内は、《中華人民共和國会社法》・《中華人民共和國パートナーシップ企業法》などの法律の規定に基づき、その組織形態・組織機関などを調整かつ法に基づき変更登記を行うことも、元の企業の組織形態・組織機関などを引き続き留保することもできる。</p> <p>2025 年 1 月 1 日より、法に基づく組織形態・組織機関などの調整および変更登記手続を行っていない既存の外商投資企業に対して、市場監督管理部門は、当該企業が申請したその他の登記事項を取り扱わず、併せて関連状況を公示する。</p> <p>第四十五条 既存の外商投資企業が行う組織形態・組織機関などの変更登記の具体的な事項は、國務院市場監督管理部門が規定かつ公布する。國務院市場監督管理部門は、変更登記業務に</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>更登記の市场监督管理部門应当通過多種方式優化服務，為企業辦理變更登記提供便利。</p> <p>第四十六條 現有外商投資企業的組織形式、組織機構等依法調整後，原合營、合作各方在合同中約定的股權或者權益轉讓辦法、收益分配辦法、剩餘財產分配辦法等，可以繼續按照約定辦理。</p> <p>第四十七條 外商投資企業在中國境內投資，適用外商投資法和本條例的有關規定。</p> <p>第四十八條 香港特別行政區、澳門特別行政區投資者在內地投資，參照外商投資法和本條例執行；法律、行政法規或者國務院另有規定的，從其規定。</p> <p>台灣地區投資者在大陸投資，適用《中華人民共和國台灣同胞投資保護法》（以下簡稱台灣同胞投資保護法）及其實施細則的規定；台灣同胞投資保護法及其實施細則未規定的事項，參照外商投資法和本條例執行。</p> <p>定居在國外的中國公民在中國境內投資，參照外商投資法和本條例執行；法律、行政法規或者國務院另有規定的，從其規定。</p> <p>第四十九條 本條例自 2020 年 1 月 1 日起施行。《中華人民共和國中外合資經營企業法實施條例》、《中外合資經營企業合營期限暫行規定》、《中華人民共和國外資企業法實施細則》、《中華人民共和國中外合作經營企業法實施細則》同時廢止。</p> <p>2020 年 1 月 1 日前制定的有關外商投資的規定與外商投資法和本條例不一致的，以外商投資法和本條例的規定為準。</p>	<p>對指導進行強化しなければならず、變更登記取扱の責を負う市場監督管理部門は、多様な方式を通じてサービスを最適化し、企業の變更登記手続に便宜を図らなければならない。</p> <p>第四十六條 既存の外商投資企業の組織形態・組織機関などの法に基づく調整後、元の合弁・合作の各方面が契約において約定した持分あるいは権益譲渡方法・収益分配方法・残余財産の分配方法などは、引き続き約定に基づき取り扱うことができる。</p> <p>第四十七條 外商投資企業の中国国内における投資は、外商投資法および本条例の関連規定を適用する。</p> <p>第四十八條 香港特別行政區・マカオ特別行政區の投資家の中国本土における投資は、外商投資法および本条例を参照して執行する；法律・行政法規あるいは國務院に別の規定がある場合はその規定に従う。</p> <p>台灣地區の投資家の大陸における投資は、《中華人民共和國台灣同胞投資保護法》（以下、台灣同胞投資保護法）およびその實施細則の規定を適用する；台灣同胞投資保護法およびその實施細則に規定されていない事項は、外商投資法および本条例を参照して執行する。</p> <p>国外に定住する中国公民の中国国内における投資は、外商投資法および本条例を参照して執行する；法律・行政法規あるいは國務院に別の規定がある場合はその規定に従う。</p> <p>第四十九條 本条例は、2020 年 1 月 1 日より施行する。《中華人民共和國中外合資經營企業法實施條例》・《中外合資經營企業合弁期限暫定規定》・《中華人民共和國外資企業法實施細則》・《中華人民共和國中外合作經營企業法實施細則》は、同時に廃止する。</p> <p>2020 年 1 月 1 日前に制定された外商投資に関わる規定が外商投資法および本条例と一致しない場合、外商投資法および本条例の規定を基準とする。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------